

17-18世紀の東アジア世界と韓日関係

—倭館問題をめぐる対日認識を中心に—

韓明基*

はじめに

一. 17世紀の朝日国交再開と倭館問題

1. 17世紀初の倭館の再建
2. 丙子胡乱前後の時期の倭館問題と対日認識
 - 1) 大陸情勢に連動した倭館問題
 - 2) 対日敵愾心の緩化の兆しと日本利用論の台頭

二. 18世紀の「倭館」問題と朝日関係

1. 17世紀後半～18世紀の倭館問題
2. 「倭館問題」をめぐる危機意識と「接倭之道」の模索
 - 1) 危機意識の高まり
 - 2) 「接倭之道」の模索

むすび

はじめに

中国と日本との間に位置している地政学的な特性により、韓半島の歴代王朝は両国との関係を円満に維持するために苦心してきた。朝鮮王朝もまた例外ではなかった。朝鮮は、1368年に建国された明とは不平等な関係を甘受しながら事大の礼を、日本とは抗礼の次元で交隣の礼をとった。

朝鮮は建国の頃から、南西沿岸に激しく跋扈した倭寇の弊害を終息させるための努力をした。時には日本本土や対馬島と接触して禁圧を要請し、時には軍事征伐を断行したりもした。朝鮮はまた、倭寇を終息させるために日本人の朝鮮定住と貿易を許したりした。しかしそれにも関わらず、時が流れて16世紀中盤以降になると、両国の中には緊張と葛藤が途切れることはなかった。16世紀中盤、三浦で頻繁な倭変が発生したことをはじめ、ついには1592年に壬辰倭乱が起きたことは、朝鮮の対日政策が破綻を来たしたのと同時に、対日関係を円満に維持することがどれほど困難であったかを物語るもので

* 明知大学校人文大学史学科教授

あつた。

壬辰倭乱以降も、朝鮮は日本との関係を断絶することはできず、対馬島との関係を媒介に、倭館を交渉窓口として日本との交隣関係を維持した。さらには日本側の要請により、1607年に回答兼刷還使をはじめて遣わして以来、朝鮮後期には計12回の通信使を日本に派遣した¹。

壬辰倭乱以後の17・18世紀の朝日関係は、基本的に朝明・朝清関係と連動して展開された。周知のように、16世紀後半から17世紀中盤までは、中国大陸で明清交替の流れが目に見えるようになっていた時期であった。壬辰倭乱以後のさらに著しくなった明の衰退と没落、後金(清)の崛起と興盛の余波はそのまま朝鮮に押し寄せた。したがってこの時期の朝鮮は、西北方で進行された大陸情勢の変化に対応する一方で、東南方における日本の状況変化を同時に注視しなければならない立場に置かれていた²。朝鮮はこのような激変の時期を迎える、1627年と1636年の2回の胡乱を経て、その結果、清を中心とする新しい「朝貢一冊封体制」の中に編入された。以後、1644年に清が入閑に成功したことをもつて明清交替は現実のものとなつたが、17世紀初～中盤にかけてなされたこのような大陸情勢の変化は、以後の朝鮮の対日関係と政策の推移に決定的な影響を及ぼした。

1644年に入閑した清が1680年代に反清勢力を除くのに成功した後、朝清関係もまた緊張状態から抜け出した。また、この時期の日本の徳川幕府も体制安定期に入つており、三国関係は本格的に安定軌道に乗つた。朝鮮はすでに清国中心の「朝貢一冊封体制」の中に順応しながら、日本との関係を平和的かつ安定的に維持するために腐心していった。そのような流れは、以後18世紀まで続いたが、当時の両国関係の展開過程における核心的な懸案は、倭館と通信使の問題であつた。

筆者は上記のような歴史的な流れを念頭に置きつつ、何よりも17・18世紀の韓日関係における倭館と関連してあらわれてきた、朝鮮の対日政策と認識について検討してみたい。倭館は朝鮮の領土内にあり、およそ1千名の日本人が恒居していたために、朝鮮は安全保障の侧面や、社会経済的侧面から倭館と居住日本人の動向について神経を尖らせないわけにはいかなかつた。朝鮮は果たして倭館をどのように認識し、どのような方式で制御しようとしたのか？、筆者の主な関心はまさにここにある。

すでに韓日両国において、倭館と関連する研究成果は相当多く蓄積されている。ゆえに、筆者が「倭館問題」と関連して全く新しい論旨や歴史像を導き出すことは容易ではない。筆者は一つの対案として、17・18世紀の韓日関係史と東アジア関係史の流れの中で、倭館に対する朝鮮の認識と対応がどのように変化していったのかということを主に検討してみたいとおもう。そのことは結局、倭館を媒介とした対日認識の推移についての検討となるわけである。

筆者はこのような検討過程から、二つの側面に重点を置く。一つは朝鮮の倭館に対する認識や政策

¹ 壬辰倭乱以降の倭館や通信使に関する問題を扱った既存の研究は枚挙にいとまがなく、研究史の整理がすでになされているため、本稿では、ひとまず具体的な言及は省略することにする。特に、倭館に関する研究史は、尹裕淑「17世紀後半～18世紀初頭の倭館統制と韓日交渉」『韓日関係史研究論集』6、景仁文化社、2005年(윤유숙「17세기 후반～18세기 초두 왜관통제와 한일교섭」『한일관계사연구논집』6, 景仁文化社, 2005년)119～126ページに簡潔に整理されている。

² 壬辰倭乱以後、「東方では倭奴がうかがい、西方では対馬が狙っている」と言った柳夢寅の次のような指摘は、當時、朝鮮が置かれていた苦渋の状況をよく表している。「朝鮮國陪臣聖節兼謝恩使 刑曹參判某等 爲懇乞俯準賀煥黃以全屬國事…… 今小邦新王方立 銳意靖邊 而倭奴東伺 対馬西窺 綱繆陰雨 常苦力不周 然所以禦兩寇者 必藉煥黃造弓角 方可扞禦銳意靖邊」(柳夢寅『於于集 後集』卷4「請鹽煥弓角禮部呈文」)

に多大な影響を及ぼしていた中国(明清)との関係推移に注目することであり、もう一つは倭館政策を繰り広げていく過程で朝鮮が悩まなければならなかつた、いわゆる「接倭之道」についてみてみることである。このような作業が、17世紀以降の「倭館問題」を東アジア史全体の次元から眺望する際の一助となることを期待する。

一. 17世紀の朝日国交再開と倭館問題

1. 17世紀初の倭館の再建と朝鮮の苦悩

壬辰倭乱以降における朝鮮の対日感情は、極度に悪化していた。朝鮮の知識人は日本を指して「万世不共之讐」とおもい、甚だしきに至つては、日本に送った国書にさえも、その表現を差し支えることなく使用した³。さらにこのような怨恨と敵愾心は、朝鮮後期を経て19世紀の開港のころに至るまで、社会の底流として続いていた。1876年の開港以降、倭物があふれているとき、壬辰倭乱当時の記憶を思い出してそのような風潮を嘆いたことは、朝鮮の人々の「倭乱の記憶」が有する根強い持続性をよく示している⁴。いずれにせよ、壬辰倭乱直後の日本への敵愾心を考慮すれば、朝鮮が日本との国交を再開することは決して容易なことではなかつた。

このような状況を必死に打開しようと試みたのは対馬島であった。朝鮮との交易を再開することを迫った対馬島は、倭乱が終わった直後の1599年、国交再開交渉のため梯七太夫と吉副左近らを朝鮮に送つたが、彼らは帰還することができなかつた。また、1600年に派遣した袖谷彌介らも帰還できなかつた⁵。それでも対馬島は、より熱心に朝鮮との国交修復のために努力し、朝鮮の心を引き戻すために犯陵賊を送還し、被擄人を刷還するなどの努力を惜しまなかつた⁶。朝鮮も対馬島の重ねての要請をただ拒否することはできなかつた。対馬島、ひいては日本との交渉を受け入れて国交を再開する名分を探

³ 田代和生『書き替えられた国書—徳川・朝鮮外交の舞台裏—』中央公論社、1983年、32ページ。

⁴ 鄭在弼『薇齋集』卷3「戒家人勿用倭物」「昔在壬辰 國家與倭有陵寢之讐 則爲我國臣民者 固不當置之忘域 而況我家則慘禍尤甚 倉樞公被害 而夫人則殉於烈 都事公殉於國 進士公被浮三年 備受困虐 雖以誠孝 終能還國 而母及妻與妹嫂 並投海全節 則爲其子孫者 百世之怨 何暇忘也 縱力不能報 其忍以倭物用於家戶 若身着倭來之衣 而展拜先墓 則先墓之靈 必然驚動 須以此體念 一切勿用可也 雖云倭染 勝於我國染 染之好否 亦何關 自八我朝五百年 所着之染 不可以彼易此也」

⁵ 田中健夫「鎖国成立期における朝鮮との関係」『中世对外関係史』東京大学出版会、1975年。山本博文『対馬藩江戸家老—近世日朝外交をさえた人びと』講談社、2002年、17～18ページ。

⁶ 中村栄孝「江戸時代の日鮮関係」『日鮮関係史の研究 下』吉川弘文館、1969年。田中健夫『中世对外関係史』東京大学出版会、1975年。田代和生『日朝関係の再開と対馬』『近世日朝通交貿易史の研究』創文社、1981年。三宅英利(孫承喆訳)『近世韓日関係史研究』理論と実践、1991年(三宅英利著、손승철 譯『근세 한일관계사 연구』이론과 실천, 1991년)。山本博文『対馬藩江戸家老—近世日朝外交をさえた人びと—』講談社、2002年。RONALD P. TOBY, "State and Diplomacy in Early Modern Japan -Asia in the Development of the Tokugawa Bakufu—" 1991 STANFORD UNIVERSITY PRESS。孫承喆「壬辰倭乱以降の中華的交隣体制の復活」『朝鮮時代の韓日関係史研究』知性の泉、1994年(孫承喆「임진왜란 이후 중화적 교린체제의 부활」이론과 실천, 1994년)。James B. Lewis, "FRONTIER CONTACT BETWEEN CHOSON KOREA AND TOKUGAWA JAPAN", (London, RoutledgeCurzon)2003、閔徳基『前近代東アジア世界の韓・日関係』景仁文化社2007(민덕기), 2007『前近代 동아시아 세계의 韓・日관계』(서울, 景仁文化社)などを参照。

そうした。そのような名分の一つは、倭乱以後の日本の支配者として登場した徳川家康が—豊臣秀吉とは異なり—朝鮮侵略に消極的であり、朝鮮に対して継続して国交再開を要請するなどの誠意を見せたという点である。すなわち朝鮮は豊臣秀吉を、単なる朝鮮に対する「侵略者」というだけではなく、日本国王の座を強奪した「篡奪者」と批判する一方、徳川家康は「秀吉以前の状況に日本を復国させた人物」と高く評価した⁷。結果論的な話であるが、朝鮮の知識人らは徳川家康を「朝鮮の敵である秀吉勢力を除去した人物」と肯定的に認識したのである⁸。

また、壬辰倭乱以降、大陸で明清交替の流れが見えてきた状況において、朝鮮はいつまでも日本に対して敵対的な態度を貫くことはできなかった。すなわち、壬辰倭乱以後の朝鮮と日本との関係の推移は、大陸情勢の変動と密接に連動した。特に、宣祖末年から光海君即位の初めにかけて、朝鮮はヌルハチ(奴兒哈赤)の建州女真の勢力が大きくなっていく状況を直接目にしながら、彼らを新たな脅威として認知していたのであった⁹。建州女真の勢力拡大による脅威に対処することが焦眉の懸案として浮上し、朝鮮の対日政策はやむを得ず宥和的で、現状を維持する方向で展開していくほかなかつた。その上1601年に明軍が撤収し、南辺の防御態勢が微弱であった渦中に、西北方でしだいに増えていったヌルハチの脅威に対処するためには、怨恨を抑えて日本を羈縻しなければならない必要性がさらに高まつていった¹⁰。いわゆる北虜南倭から脅かされている、不利な地政学的条件による不可避な選択であった。

朝鮮はついに、1607年(宣祖40)に回答兼刷還使を派遣して、1609年(光海君1)己酉約条を締結することで日本との国交を正常化した。さらに倭館を再開し、日本人が国内に居住することを許した¹¹。このように再開された朝鮮と日本の間の国交は、既存の交隣外交とは異なる形態で展開した。すなわち、朝鮮は対馬島との羈縻関係を前提とし、將軍との外交を開いたが、日本使節の上京を許さない「倭館外交」を開始し、幕府もまた政権の安定のため、対馬島を朝鮮との交渉窓口に認定した¹²。今や、対馬島が主導する倭館が朝日交渉の核心的な実体として台頭したのである。

朝鮮が日本との国交再開、対馬側の懇請を受け入れて倭館を再び設置して交易を再開したことは、現実を考慮した措置であった。しかし、そのことは大きな衝撃であると同時に、恥辱的な行為と認識された。倭館を再建するための土木工事が盛んに進められていた1607年(宣祖40)6月頃、『宣祖実録』の史臣は次のような状況を嘆いている。

⁷ 『増訂交隣志』卷1「接待対馬島人新定事例」「日本國王 宣祖二十一年戊子 平秀吉弑源氏篡位 三十一年 源家康復國」

⁸ 金世濂は、家康が閑ヶ原の合戦を通じ、朝鮮を侵略していた秀吉をはじめとする万世不共の諸賊を殲滅したため、朝鮮が彼と通好したことを肯定的に評価した。「是役也清正不肯出獨免 行長等壬辰西犯諸賊盡於此 我國之於倭 萬世不共天之讐 今則諸賊已盡 家康以犯朝鮮 爲秀吉罪案 既覆其宗 則我之通好 非失道也」(金世濂『東槎錄』丙子 11月21日)

⁹ 稲葉岩吉『光海君時代の満鮮関係』大阪屋號書店(京城)、1933年、51~59ページ。

¹⁰ 李德馨『漢陰文稿』卷8「陳倭情仍辭職劄」「此賊之爲萬世必報之讐 三尺童子所共知也 既不能斥絶而與之 羈縻 則開市終可閉乎」

¹¹ 中村榮孝(1969年)、田中健夫(1975年)、田代和生(1981年)、三宅英利(1991年)、孫承皓(1994年)、閔德基(2007年)の前掲論文参照。

¹² 李啓煌「江戸幕府の対外関係の形成過程」『韓国学研究』20(仁荷大韓国学研究所)、2009年、248ページ(「에도(江戸)막부의 대외관계 형성과정」『한국학연구』20(仁荷大 한국학연구소), 2009년, 248쪽)。

史臣は言う。かの倭奴は、私たちの陵を焼いて暴き、私たちの民たちを殺したのであるから、九世に及んで必ず返さなければならない仇敵である。我が国の君主と臣下は臥薪嘗胆して、食事をする間でもかつてのこの恨みを忘れる事はないが、今回倭館を創設して交通し、開市しようというので、恥知らずなことも甚だしい。天にいらっしゃる祖宗の魂が、地下で懲りてはいないか？国事がこのようになってしまったが、誰が咎の責任を負おうか？¹³

壬辰倭乱を起こして「万世不共之讐」となった日本を戒めるどころか、倭館を設置してやり、交易を許容しなければならないことに対する鬱憤は、当然なことであったかもしれない。

壬辰倭乱以後、内外の過酷な状況に押され、「万世不共の怨讐」と国交を再開した事実は、明との関係でもはばかられることであった。朝鮮はすでに壬辰倭乱が起っていた当時にも、倭乱以前から朝鮮の領土内に倭館があったという事実に疑惑の目を向けていた明を意識せざるをえなかつた。このため、明に咨文を送り、「倭館があつたために戦争が起つたのではない」という事実を強調したことがあつた¹⁴。また、1598年(宣祖31)、明の贊画主事の丁応泰が明の神宗に、「朝鮮が、その地に世居していた倭戸をそそのかし、倭軍を引き入れることにより、遼東を収復しようとした」と、壬辰倭乱は朝鮮と日本が共謀して起きた戦争だと誣告したことがあつた。当時、朝鮮は、丁応泰の誣告の内容を弁説するために、幾人かの臣僚が明軍の指揮部と接触したが、弁説の内容は主に、「倭人が朝鮮に居住していたのは事実であるが、三浦倭乱以後には彼らをすべて追い出した」ということを強調するのに集中した¹⁵。したがつて、与倭共謀説を弁説してからいくらも経たないうちに、日本人に再び倭館を通じての恒居を許したのは、明との関係において大変な負担となるほかなかつた。

実際に、朝鮮と日本の「密接な関係」に対する明の疑いは、以後にも簡単に消えなかつた。例えば、1627年、明に使行した金尚憲は、当時、朝鮮と日本が互いに婚媾したと疑つてゐた明の朝廷に前後の事情を明らかにしなければならなかつた。金尚憲が明の兵部に上した呈文には、当時、朝鮮知識人が有していた日本認識と、日本との通交再開に対する所感がよく現れている。すなわち、「日本は夷狄の別種であり、朝鮮が彼らと隣り合つてゐるのは不幸」ということ、「彼らを豺狼のように思つてゐるが、関係を断ち切ることができず、羈縻した」と、「壬辰倭乱以後、彼らを永遠の怨讐と思いつつも、朝鮮の力量が微弱なため、権道の次元で開市するようになった」と、「朝鮮が怨讐である日本と再び通交するのは本心ではない」ことなどを、言葉を尽くして強調した¹⁶。

13 『宣祖実録』卷212、宣祖40年6月辛亥。

14 崔岱『簡易集』卷1「別帖」「釜山鎮在慶尙左道東萊府今降爲縣之治南二十里海岸上 蓋自新羅高麗時 倭人一面稱款 一面作耗 及小邦祖先時 要於釜山浦及熊川之齊浦 蔚山之鹽浦等三處 打造窩舗 以便往來 漁採貨貿 小邦爲不欲戰鬪其民而勉從之 至正德庚午年 倭戶作亂 殺死邊吏 小邦遣大將黃衡討殲之 遂不復有三浦窩舗 其後倭人稍復來款 又要互市 小邦只於釜山鎮城外設倭館 以便旅寓而已 今其來犯 非因窩舗之舊也 非因有館也」

15 鄭仁弘『來庵集』卷11「上天使徐給事」「至三浦倭戸 則往往百餘年間 果款邊來附 遍滿三浦 正德庚午 戰害我鎮將 不可復貸 舉兵勦除 魏有遺類 今既九十年 事在本國輿地誌及攷事撮要等書 昭昭可考也 豈復有引犯中國 爲臣子所不忍者」

16 金尚憲『清陰集』卷9「兵部呈文」「夫倭奴本一戾氣所鍾 四海萬國蠻夷戎狄之中 未有如此別種也 小邦不幸與之爲隣 視之如豺狼毒虺 不能痛絕 稍存羈縻 至於萬曆 壬辰之歲 欲犯天朝 假途爲名 陷我八路 覆我三都 夷先君二墓 擄國王兩子 此小邦百世不可忘之深讐也 只緣小邦兵微力弱 未易自強 天兵撤回 之後 勉奉朝廷權宜之策 復許開市 要戢寇鈔 亦非小邦無故自通於讐虜也」

ともかく、以後、時間が流れ、倭館の存在が日常的なものになった状況においても、日本との通交と倭館を再び許したことに対する「気まずい心」は容易に消えなかった。「日本と隣り合っていることが不幸であり、倭乱を起こした彼らは不共戴天の怨讐であるが、武力で懲らしめることができず、むしろ倭館を設けて彼らを礼によって接待していた現実」を痛嘆した李聖肇(1663～1740)のような人の鬱憤¹⁷は、朝鮮知識人の一般的な情緒であったと思われる。

2. 丙子胡乱前後の時期の倭館問題と対日認識

1) 大陸情勢に連動した倭館問題

1627年と1636年に起きた丁卯胡乱と丙子胡乱は、朝鮮と日本との関係、具体的には朝鮮政府と倭館との関係に微妙な波紋を及ぼした。まず、丁卯胡乱と丙子胡乱の発生は、朝鮮の対日政策、具体的には対馬島に対する政策をやむを得ず、さらに宥和的な基調で変化させていった。西北方にある後金(清)の侵略を蒙り、国家自体の存亡が脅かされるような状況において、東南方にある日本との葛藤を誘発することはあってはならなかつたためである。実際、当初後金との関係が悪化して西邊の緊張が高まつたときから、朝鮮朝廷はその事実を倭館と日本人に漏れないように隠そうとした¹⁸。しかし、戦争が起きた事実をいつまでも隠せなかつた。

一方、当時の朝鮮平安道の椴島と鉄山・龍川一帯は、明の江南と山東、日本の対馬島とそれに繋がる倭館、そして後金の瀋陽を繋ぐ仲介貿易の基地であり交易の拠点であった。明との戦争が持続する中で、生活必需品だけでなく、中国産の物資の獲得通路が塞がれた後金は、朝鮮を活用して難局を開拓しようと試みた。朝鮮は椴島を通じて得た明産物資と、東萊の倭館を通じて獲得した日本産物資を後金に供給することで、後金との平和を維持した。当時の後金を攻略するために腐心した明の経略・袁崇煥は、朝鮮のこのような役割に非常に不満を感じ、「朝鮮が倭と婚媾した」などの訛言を広めて、朝鮮を牽制しようと試みた。さらに彼は、朝鮮の明への使行路を既存の「登州路線」から「寧遠路線」に変えるまでして、朝鮮と日本、朝鮮と後金の接近を牽制しようと試みた¹⁹。

このような状況において、すでに17世紀の初めに後金の脅威が深まっていく中で、朝鮮では—壬辰倭乱以後の固定された日本への敵愾心の中からも—現実的に日本を利用しなければならないという主張が提起された。それは後金の侵略に備えるために必要な鳥銃・火薬などの武器類を日本から導入して、降倭の子孫たちを選抜して部隊を編成しなければならないという主張として具体化した²⁰。さらに、当時朝鮮に硫黄を供給していた明が、後金との関係悪化から硫黄を禁輸する措置を取ったので、

¹⁷ 李聖肇『靜默堂集』巻7「倭國記」「我邦不幸與之爲隣 宣廟壬辰 倭舉國而來聲言 侵犯天朝 假道於我邦 宣廟播遷到義州 控于天朝 請兵討之 而八路塗炭 五廟灰燼 宣靖兩陵遭罔極之變 彼乃不共戴天之讐也 我國無力 不能跨海掃滅之 尚爲交隣之國 作倭館於東萊 接待以禮 開市交易 嘴呼痛哉 嘴呼痛哉」

¹⁸ 『東萊府接倭狀啓贊錄可考事目録抄冊』丁卯1月「西報緊急事 秘諱倭人處 各官守令皆領兵上去 倭供雜物不爲送納」

¹⁹ 韓明基「丁卯胡乱ころの朝鮮の対日政策」『大東文化研究』52、2006年(한명기 「丁卯胡亂 무렵 조선의 대일정책」『대동문화硏究』52, 2006년)。

²⁰ 鈴木信昭「李朝仁祖期をとりまく対外関係」『前近代の日本と東アジア』吉川弘文館、1995年、434～435ページ。米谷均「十七世紀前期日朝関係における武器輸出」『十七世紀の日本と東アジア』山川出版社、2000年、43～50ページ。

倭館を通じて日本の硫黄を確保する必要性がいっそう高まった。丙子胡乱直前になると、明に送っていた銀を倭館に送り、硫黄を確保しようとする努力が傾けられた²¹。

一方対馬島と幕府は、朝鮮が丁卯胡乱のために苦境に立っていることを契機として、倭乱直後の守勢的な立場から脱し、攻撃的に朝鮮交渉に乗り出した。丁卯胡乱発生直後、対馬島は朝鮮に武器を援助することを提議し、1629年には朝鮮の守勢に乗じて一壬辰倭乱以降禁止されていた慣例と異なり一玄方一行の入京を貫徹させ、未収分の公木支給の約束などを取り付けた²²。朝鮮は当初、彼の上京を頑強に拒否しようとしたが、内外の事情によって思い通りにならなかつた。丁卯胡乱以後、後金の脅威が続いていたのはもちろん、樺島を媒介にして朝鮮を活用し、後金を牽制しようとする明の圧迫もまた相当なものであった。内部的には、干越がつづく最中に逆謀事件が頻発するなど、それこそ内憂外患に苦しめられていた。朝鮮はこのような状況の中、「北虜とようやく和議を結び、国政が不安な現実のなか、南倭の不興を買って禍端を引き出すことはできない」という權道論に立脚し、玄方一行の上京を許した²³。

丙子胡乱が起った後にも同じような状況が再現された。日本は倭館を通じて戦況を把握しようと苦労した反面、朝鮮に鳥銃や焰硝などを提供し、軍事援助しようという風聞を流すなどした。さらに、朝鮮の「苦境」を契機に、平成連を派遣し、大陸の情勢を探知しようと試みて、各種の求請を繰り出した。朝鮮は、丙子胡乱によって危機に面した状況の中、日本との葛藤を回避しようとしたため、おのずから融和的な対日姿勢を示すほかなかった。さらには、万が一の日本の侵略に備えるため、水軍を再配置し、釜山からソウルに至る内陸の防御態勢を点検することもあり、南漢山城や江華島での築城を検討することもあった。しかし、その過程では、人力・物力の不足と清の監視を意識しなければならないという難関があつた²⁴。

丙子胡乱が起る頃、朝鮮が通信使を派遣したことは、もうひとつの柔軟的な対日政策の基礎の中でとられた措置だった。1635年の柳川一件以後、対馬島に対する幕府の統制が強化されるなかで、1636年に朝鮮ははじめて将軍の承襲を祝う通信使を派遣した。朝鮮は日本と関係を安定させ、対清関係に集中することが切実であり、幕府は通信使の来訪を將軍の権威を対的に誇示する機会として活用した²⁵。丙子胡乱以後、戦乱の傷を癒し、全方向から押し寄せてくる清の圧迫に対応しなければならなかつた最中、朝鮮の対日姿勢はおのずからさらに融和的な方向に向かわざるをえなかつた。1642年、崔鳴吉が、「徳川家康は朝鮮と日本の間の戦乱を終息させた功がある」という日本側の話に従い、日光の祀堂に梵鐘や仏具などを贈り、朝鮮の誠心を示そうとしたことも²⁶、そのような状況の産物であつた。

一方、丙子胡乱前後の時期には、倭館を媒介とした朝日関係について、明と清両国の関心が高まり、

²¹ 『承政院日記』第46冊、仁祖13年1月12日。

²² 田代和生「寛永六年(仁祖七、1629)、対馬島使節の朝鮮國『御上京之時毎日記』とその背景(一)(二)(三)」『朝鮮学報』96・98・101、1980・1981・1982年

²³ 韓明基『丁卯・丙子胡乱と東アジア』ブルンヨクサ、276～281ページ(한명기『정묘·병자호란과 동아시아』平凡社、2009년, 276-281쪽)。

²⁴ 韓明基前掲書(2009)、309～333ページ。

²⁵ この時期の通信使派遣については、三宅英利(1991)等の論著参照。

²⁶ 崔鳴吉『遲川集』巻14「待罪仍進所懷疏」。

各々朝鮮を通じて日本に接近しようとする動きも表れていた。まず、当時朝鮮を通じて日本産武器類と物資に接する機会を持った清(後金)は、以後「日本問題」に大きな関心を持つようになった。1637年に「城下之盟」が結ばれた直後、清が朝鮮に日本との交易を続け、日本使節を瀋陽に案内せよとそのかしたのは、このような背景に由来する。さらに1644年の入閑以後、江南地方の反清勢力を除去するのに没頭した清は、鄭成功などの反清勢力と日本の連結に大きな関心を持つようになり、その渦中において朝鮮がもしや両者をつなぐ媒介の役割をするのではないかと憂慮するようになった。当時、清は反清勢力を念頭に置き、朝鮮を牽制しようとした。それは朝鮮と日本の政治的関係は委縮させたが、交易関係は活性化させる結果を招いた。

明は、17世紀初期以降、後金(清)との対決に相繼いで敗れ、自国の失勢が可視化してから、朝鮮と日本を活用し、清を牽制しようとする意志を露骨に表した。明は、壬辰倭乱後も、日本が何度も要請していた通交再開の要請を無視する態度で一貫していた²⁷。しかし、次第に明が守勢に置かれ、もつとも重要な藩国朝鮮も後金の圧迫に苦しめられるようになると、態度を変化し始めた。例えば、1633年に明は、朝鮮が後金と通交することの危険性を提起し、朝鮮に対し、むしろ日本から兵力を借りて後金に対抗せよという諭示文を送ったことがあった²⁸。実際に、明の滅亡以後である1645年と1646年、南明政権が日本に使者を送り、援軍を要請したこともある²⁹。17世紀初期における、明のこのような対日姿勢の変化は、朝鮮の対日政策と認識にも一定の影響を及ぼしたものと思われる。

2) 対日敵愾心の緩化の兆しと日本利用論の台頭

一方丙子胡乱を経て、壬辰倭乱以降維持されてきた日本への敵愾心が多少緩む兆しをみせる。朝鮮は清の圧迫に苦しめられている状況において、日本への敵愾心を前面に出しにくく、むしろ彼らの動向を憂慮しないわけにはいかなかった。1638年1月、仁祖は臣僚と引見したとき、「日本人は生命を軽んじ、戦争を楽しむ」と指摘し、彼らが「中国に行く道を開拓する」という名分で攻め寄せて来ないかと憂慮した。これに対して李時白は、朝鮮が清に降伏した事実を日本人に伝える問題に言及した。彼は日本人が、「朝鮮が清にやられた事実をなぜ伝えてくれないのか?」と詰問してきた場合、答えに窮すると憂慮した。仁祖はこれに対して「日本が我々の上国でもないのに、教える必要があるのか?」と反問した。李景奭は、対馬島がいつも朝鮮を庇護してきたことを思い起こさせ、彼らに朝鮮の事情を詳細に知らせ、関白に善処してもらおうと主張した³⁰。結局、「降伏」の事実を日本に伝える問題は結論を下すことができず、仁祖は日本の侵略に備えて全羅道の水軍を統営に添防させ、忠清道の水軍を全羅道地域に添防させよと指示した。日本への危機意識に由來した予防措置であったわけである。

このような危機意識はさらにすすんで、最初から日本に助けてもらおうと強調する積極的な主張もあ

²⁷ 紙屋敦之『大君外交と東アジア』吉川弘文館、1997年、216～217ページ。

²⁸ 『清太宗實錄』卷14、天聰7年6月戊寅。

²⁹ 石原道博『明末清初日本乞師の研究』(富山房)、1945年、31～32ページ。

³⁰ 『承政院日記』63冊、仁祖16年1月26日「上曰…… 倭本輕生好戰 我國既臣服於清國 若以開中國路爲言 則何以爲之 風和迫近 前頭事 極可慮也 李顯英曰 我國雖平時 亦無可恃之事 而今此蕩敗之餘 又有此事 極可慮也 李時白曰…… 小臣以爲 此事不係於彼之動兵不動兵 而東殿既入瀋陽 彼若以何不早言 責之 則缺以爲之…… 上曰 然則日本以我爲誠乎 時白曰 然 上曰 彼非上國 何必陳達事情…… 李景奭曰 對馬則常護庇我國 宜以我國實情 詳細言之 使彼以有酬酢關白之地 可也」

られた。1638年、執義の趙絅(1586～1669)は、日本を「朝鮮の友邦」で「信義之国」と称し、彼らと誠信をもって交際して朝鮮の実状を知らせ、必要な時に力を借りようと述べた。

今、我が隣国はむしろ日本です。しかし我々が交際の道を尽くさず、また誠信もなければ、将来危急の時、何を以て彼らの力を借りることができましようか。噂では、清朝が日本を通じて軍隊を徴発しようとする動きがあるそうです……今、我が國が日本と隣り合っていてその力を借りられず、清朝が機先をとつたら、かえって将来の禍乱を予測できません。私の愚計では、文士一名を日本に特別に送り、交隣誠信の意志を見せて、我が國の実状を話し、危急のときはお互に助け合う義を以って善諭するならば、彼らも信義の国ですから、他日に(我々が)困った時に、おそらく力を貸してもらえる方途があるでしょう³¹。

趙絅の主張は、壬辰倭乱を契機に日本を今なお「永遠に一緒になることのできない宿敵」と感じている人々には到底受け入れられない破格のものであった。彼はさらにすんで、壬辰倭乱を起こした豊臣秀吉は「我々の怨讐」であるのは明らかだが、徳川家康は侵略に加担しておらず、秀吉を滅亡させたのだから、我々の怨讐ではないのは明白だと肯定的に見た。彼は朝鮮が日本の軍事力を直接借りなくとも、その声勢を借りて「怨讐」である清を牽制するのに活用することができると述べた³²。趙絅はまた、清が朝鮮に日本と継続して通信せよと許したことを適切に利用しようと主張した。すなわち、日本に密かに諭示して、彼らに清へ国書を送らせ、「朝鮮との友好を害するな」と警告させようというものだ。そうすれば、清は朝鮮と日本が通信することに怒っても、朝鮮と日本の深い結合を憂慮して、朝鮮を粗略に扱えないだろうと主張した³³。

趙絅の主張は、多少現実性が伴わなかつたが、日本を利用して清を牽制しようとする一種の以夷制夷論であった。そして、そのような「以倭制清論」は、非難されながらもかなり長い間唱えられた。清で「三藩の乱」が起つていた1675年(肅宗1)、清への復讐を主張した南人・尹鑑(1617～1680)もまた、その過程で日本を引き入れなければならないと主張した。彼は、過去、日本が北虜に関する消息を尋ねたとき、まともに答えてあげなかつたことが失策であったと強調し、日本に使臣を送り、両国がともに明を推戴することを勧め、海外で声勢を連結しなければならないと主張した³⁴。明のために復讐するため、日本と協力しようという主張であった。丙子胡乱以後、趙絅・尹鑑らに見えるこのような連日論は、宋時烈の主張にも現れる。宋時烈もまた、「豊臣秀吉は朝鮮の怨讐であったが、徳川家康は彼を除いたため、家康と連結し、清を牽制しなければならない」と主張を繰り広げたことがあった³⁵。

実際に、丁卯胡乱と丙子胡乱は、朝鮮知識人らが有していた敵愾心の対象が日本から清に移つて

³¹ 『承政院日記』64冊、仁祖16年5月13日。

³² 趙絅『龍洲集』巻6「辭司諫疏」「議者曰 日本亦我陵寢之讐 言則然矣 當宣廟甲辰年間 家康不曰壬辰我在關東全不預知兵事云乎 秀吉是我之讐 而源也滅平 則非我敵怨明矣 議者又曰 日本非親信之國 此虜獨可親信乎 出於不得已也 均出於不得已 則無寧藉既和之勢 以制敵怨之虜哉 況臣之計 唯欲借助聲勢而已 非卽日請兵同我前驅也」

³³ 趙絅『龍洲集』前掲。

³⁴ 尹鑑『白湖全書』巻14「上殿奏事」乙卯7月26日。

³⁵ 韓明基前掲書(2009)、356ページ。

いく決定的な契機であったとみられる。光海君年間の1619年頃までにしても、「日本は同じ天を頂き暮らすことのできない仇敵であっても羈縻しているのに、代々の仇敵でもなく、釁端もなかった奴賊（＝女真）と友好を図るのが問題となることはない」という主張を提起したことがある³⁶。李時發のこのような主張を考慮する時、丁卯胡乱が発生する前である17世紀初の場合、朝鮮が抱えていた敵愾心の主たる対象は、明らかに日本であったと考えられる。ところが、丁卯・丙子胡乱を経て、その対象が日本から清に転換していったのである。その根底には、壬辰倭乱を通じて苦痛を負わされた日本よりは、丙子胡乱を通じて恥辱を負わされた清のほうが、はるかに一刻も早く復讐すべき対象という認識が支配したものと思われる。

要するに、朝鮮の対日政策と認識は、丙子胡乱以後に融和的な様相をみせている。そのことは結局、この時期の朝鮮の対日政策と認識が中国大陸の情勢変動と朝中関係の変化と深く連結している事実を示すものである。

二. 18世紀の「倭館」問題と朝日関係

1. 17世紀後半～18世紀の倭館問題

1681年、吳三桂の孫である吳世璠の自殺で三藩の乱が終わり、1683年、鄭經の息子である鄭克塽の病死により、中国東南沿海地域での抗清運動が終息した。康熙帝は反清運動の終息により、1684年に遷界令を撤回し、いわゆる展海令を下した³⁷。清の体制の安定と重なるように、17世紀後半以降の朝清関係もまた安定軌道に乗った。このころにあたる1678年、草梁に新しい倭館を竣工してから、朝鮮の対日政策、さらにはその具体的な連結具としての対馬島政策や倭館政策も正常な軌道に乗ることになった。

釜山にあった倭館が草梁に移転するまでは、少ながらぬ紆余曲折があった。対馬島側は隨時、人を送って倭館の移転を要請し、朝鮮が自分たちの要求に微温的な反応を見せた場合に様々な問題を起こした。1670年（顕宗11）の場合、移館問題を要請しに来た差倭を応対していた席で、橋成陳らが群れをなし訓導朴元郎など朝鮮側の官員を刀で脅迫することもあった³⁸。朝鮮は日本側の絶え間ない移館要求を受け入れ、安全保障の得失や、倭館をしっかりと監視・統制することができるかどうかという是非を長期間にわたって検討した。日本側は当初、熊浦・齊浦、過去に倭館のあった址に移すことを熱望したが、朝鮮は長期間の多様な考慮の末、1673年（顕宗14）、最終的に草梁を移転対象地に決定した

³⁶ 『光海君日記』卷147、光海君11年12月甲戌「王出御仁政殿 引見贊畫使李時發…… 時發曰 倭寇之於我國 有不共一天之讐 而尚有羈縻之計 況與奴賊 既無世讐 雖講好 未爲不可」

³⁷ 海禁令・遷界令については、大庭脩『徳川吉宗と康熙帝』大修館書店、1999年参照。

³⁸ 申最『汾厓遺稿』卷11「僨倭日錄」庚戌6月21日「差倭率一行諸倭…… 宴畢 平坐行重杯禮 差倭招差備譯官 縷縷言移館事 侏離嘲哳 如禽鳥言 往復屢次 皆牢拒不許…… 俄而橋倭率其徒累十人 直到外廳曰 請謁接慰道 萊伯與之揖 余則不起 橋倭故久立 要與相揖 余終不應 橋倭遽坐 左手執訓導朴元郎 右手發劍半露鐔曰 你是朴大根之孫 我是橋智正之後也 吾兩人世爲兩國任事 豈無情好而今無一言相助 吾劍不能喫汝頸乎 是時 群倭握刀櫛欲拔 色甚勃勃」

³⁹ 草梁への移転には、有事の際の安保状況に対する考慮があった。仁祖代、すでに崔峴(1563～1640)は、釜山付近にある倭館を草梁に移し、釜山に水營を置き、兵力を加えて添防する場合、有事の際、敵を防ぐのに助けになるであろうと意見を開陳したことがあった⁴⁰。要するに、草梁に新たな館舎を建設し、倭館を移転したのは、幾度にも渡る対馬島の要請を受け入れたものであるが⁴¹、朝鮮朝廷はその過程において、移転対象となる場所の長短点を長期間に渡って熟考したのである。

新しい倭館が建設されて日本人の渡航と居住がより円滑化するにつれて、17世紀後半以降、倭館の周辺では朝鮮人と館倭の間で多様な問題が表出し始めた。まず、男だけが集まっている倭館の性格上、恒居倭と倭館周辺の朝鮮女性との間で通姦問題がしばしば発生していた⁴²。1661年(顯宗2)東萊人の朴善同が倭人の賄賂を受けて、雇工女性を倭館に送り込み、通姦させていた事件が発生した。朝廷は、朴善同と女性を倭館の外で晒し首にし、その他の関連者たちを流配する措置をとった⁴³。倭館の移転以後、「通姦事件」が増え、朝鮮の悩みは大きくなつていった。

漸増する「通姦問題」に対処する策を立てるのに、対馬島側があいまいな立場で一貫していたことから、朝鮮はついに強硬策を取った。1710年(肅宗36)、朝鮮朝廷は倭館へ公作米支給を中断し、続いて1711年に訪日した辛卯通信使一行は、対馬島に寄り「通姦問題」に誠意を尽くして臨むという約束を取り付けた。すなわち、対馬島倭人が朝鮮女性と通姦する場合、法規によって処罰すると約束したのである。これがいわゆる辛卯約条であり、朝鮮朝廷はこれが約条されたことを受けて、ようやく公作米の提供を再開した⁴⁴。

当時、倭館周辺で起きていた問題は「通姦問題」だけではなかった。倭館を通じて、朝鮮の内部動静が流出することに対する憂慮もまた強くなった。倭館の移転問題が論議された当時、釜山周辺の朝鮮人が館倭と結託し、自国の動静を知らせているだとか⁴⁵、東萊府周辺の官属や商賈が倭館の日本人と密着し、朝鮮の内部事情を流出しているという指摘が提起されたことがある⁴⁶。さらに、館倭が倭館を

³⁹ 『顯宗實錄』卷21、顯宗14年10月乙卯。

⁴⁰ 崔峴『訥齋集』卷10「答監司權仲明盼問嶺南弊瘼十二條」「倭館方在釜山 而左右水營 皆設西邊 使左邊空虛 則如人斷左臂 非計之得也 釜山則城池器械 無不備具 移營似易 而大將以齟齬軍容 朝夕與賊使相對 亦甚不便 反復思量 未得其長策…… 如不得已 則倭館移于草梁項 水使進守釜營 上年新充定之軍 又添防釜山 所屬諸浦 加設數隻戰船 則軍容稍振 倭館稍遠 可以遠望 而亦無大害 且與敵相對 嚴備不懈 水使務令得人 則適所以爲防守之益矣」

⁴¹ 倭館の移転と新たな倭館建設をめぐる朝日間の論難については、張舜順「朝鮮後期 倭館の設置と移転交渉」『韓日関係史研究』5、1996年(張舜順「朝鮮後期 倭館의 設置와 移轉交涉」『韓日関係史研究』5、1996年)、尹用出「17世紀中葉の豆毛浦倭館の 移転交渉」『韓國民族文化』13(釜山大 韓国民族文化研究所)、1999年(尹用出「17세기 중엽 두모포 왜관의 이전 교섭」『韓國民族文化』13(부산대 한국민족문화연구소)、1999年)、田代和生前掲書(2002年) 等参照。

⁴² ジェイムス＝ルイス「釜山倭館における日・朝交流—壳春事件にみる権力文化の相剋—」『鎖国と国際関係』吉川弘文館、1997年。尹裕淑「17世紀後半～18世紀初頭の倭館統制と韓日交渉」『韓日関係史研究論集』6、景仁文化社、2005年(윤유숙「17세기 후반～18세기 초두 왜관통제와 한일교섭」『한일관계사연구논집』6、景仁文化社、2005년)。ホ・ジウン「17世紀朝鮮の倭館統制策と朝日関係」『韓日関係史研究』15、2001年(허지은, 「17세기 조선의 왜관 통제책과 조일관계」『韓日関係史研究』15, 2001년)などを参照。

⁴³ 『顯宗實錄』卷4、顯宗2年5月丙子。

⁴⁴ 三宅英利(孫承詒訳)『近世韓日関係史研究』理論と実践、1991年、147～151ページ(三宅英利 著.손승철譯『근세 한일관계사 연구』이론과 실천, 1991년, 147-151쪽)。

⁴⁵ 申最『汾厓遺稿』卷11「債倭日錄」庚戌 6月26日「蓋釜人與館倭締結 我國大小動靜 無不告知」

⁴⁶ 『顯宗實錄』卷20、顯宗13年2月戊子「上引見東萊府使李夏 領相許積亦入侍…… 夏曰 萊府官屬 無非倭之腹心 凡于動靜 輒卽漏通 人心如此 甚非細慮也 積曰 聞通以一言 債金四百 故商賈輩 漏泄國情 惟

抜け出して、周辺の村家や場市にまで出入りしているため、禁制が壊れたことを憂慮する声も高まっていった⁴⁷。

これは、18世紀に入っても同様であった。朝鮮人訳官や別差らは、多くが倭館周辺に居住して、館倭らと緊密な関係を結び、一般住民もやはり頻繁な接触を通じて、朝鮮のさまざまな内部情報が日本に流出していたと指摘されるありさまであった。1714年(肅宗40)、慶尚道暗行御史の李秉常が、倭館周辺を探索しあげた書契には、以下のような内容が言及されていた。

辺方の民は元来非常に愚かで、倭人は狡猾なので、あたかも一緒にお互い親しく過ごして、大小の事情をひそかに探らないことはないので、草梁の民家を崩し城壁を建てることが実に防御する手段を得るもので。ところがその城壁は、単に北側の一面だけに建っていて、間には多大浦を往来する大きな道がありますが、倭館の埠の外で行き交う通行人が途絶えることはなく、あるいは倭人と一緒にお互いに会って慣れ親しむことを日常的に行っています。そして、村家の婦女子と海女は、鮮魚と野菜を持ってきて、毎朝、館門の外に市場を開き、お互いに売買しています……市場を城門の外に移置し、通事に往来して互市させるようにし、西・南両側にもすべて城壁を建て浜辺に至るようにして、特別に門番を置き、雜人を厳禁するようにしたら、まことに好都合でしょう⁴⁸。

上のように、倭館周辺で両国人の接触が茶飯事で起こっていた現実から朝鮮朝廷は、その接触を規制するために苦心しなければならなかつた。

倭館を通じた朝鮮書籍の流出を憂慮する声も高まった。例えば、1711年(肅宗37)、通信使の副使として日本に行った任守幹は、倭館の日本人が朝鮮の野史や地図、文集まですべて購入しているのに、我々は彼らの歴史をまったく知らないでいると慨嘆したことがある⁴⁹。

朝鮮人のうち、「罪を避けようとする類(避罪之類)」が倭館に潜入し、水を汲み上げたり、飯を炊いたりして生計を維持する場合もあった。その中には、ソウルの各司の書吏や使令も含まれていたため、朝鮮内部の微細な情報まですべて日本人に知れ渡っているという憂慮が提起されていた⁵⁰。

対馬島もまた、朝鮮の訳官や別差を懐柔するための政策を取っていた。1710年の報告によれば、対馬島は毎年、朝鮮の訓導に銀貨一千両ほどを提供し、訳官と衙前を懐柔する財源として使っていた⁵¹。このような雰囲気の中において、謀利行為を狙う訳官の中には、倭館附近に居座る者もいた。すなわち、倭訳が一度東萊に下れば、一年以上、ソウルに戻ろうとは考えず、現地の女と結婚し定着している

恐不及云 良可痛也」

⁴⁷ 尹拯『明齋先生遺稿』巻20「與朴泰輔士元」「曾聞萊館舊防日弛 今則倭人至有出入於村家及場市者云 果爾則亦非封疆之細憂也」

⁴⁸ 『肅宗實錄』巻55、肅宗40年8月壬申。

⁴⁹ 任守幹『東槎日記』坤「海外記聞」「倭人常住釜館者 大略千餘人 我國書籍則野史與圖文集 無不購去 其國事蹟 漠然無聞 誠可慨也 曾奉使其國也 高價而潛購其史 其興廢之迹 梢可見也」

⁵⁰ 承政院日記』第585冊、英祖元年1月26日「(李)汝迪拜伏曰…… 故京各司書吏使令避罪之類 無不潛入於倭館 此不但爲他日深長之慮 至於播傳朝奇我國瑣細之言 倭人無不知之云 則可勝痛哉」

⁵¹ 『肅宗實錄』巻48、肅宗36年3月甲午。

という報告が上げられていた。そのような趨勢の中、当然ながら、潜商行為が頻繁になるほかなかった⁵²。すでに16世紀中盤から倭館の周辺では、館倭の潜商行為のために、いわゆる倭債問題が起こっていた。朝鮮側の商賈や訳官が館倭と密着する最中、開市過程への監視がおろそかになったことが重なり⁵³、潜商行為と倭債問題が深刻な懸案として浮かび上がっていたのである。

このような状況において、朝鮮朝廷は、両国人の接触を遮断するために腐心した。1710年、東萊府使の權以鎮は、最近起こっている問題を解決するため、「倭人がひそかに民家を出入りする行為を厳禁とし、倭人の外出を幫助する門番を処罰し、訳官が一人で倭館を出入りしたり、倭人と対面することを禁止、開市の過程の監視を強化し、訓導と別差が倭人に酬応する費用を官から支給して彼らの料米を上げる」といった対策を提示したことがある⁵⁴。しかし、「倭館問題」は容易に解決されなかつたものと思われる。

2. 「倭館問題」をめぐる危機意識と「接倭之道」の模索

1) 倭館問題をめぐる危機意識の高潮

先に言及したように、壬辰倭乱以後～17世紀初・中盤、清の圧迫が激しくなってから、守勢に追いやられた朝鮮の対日感情と姿勢が非常に融和的に変貌したのは事実である。しかし、それにもかかわらず、日本の再侵の可能性への憂慮、そしてそれとともに警戒意識が消えたわけでは決してなかった。丙子胡乱直前である1635年、嶺南御史尹槻は、「倭館に隨時出入りしている朝鮮人と朝鮮語のできる日本人によって、わが国の情報が流出している状況」を挙げつつ、当時を「辺境の防禦が最悪なまでにおろそかになった時期」と述べた。そして尹槻は、厳格な規定を定め、朝鮮人と倭館との私通を禁止せよと迫ったことがあった⁵⁵。しかし、まもなく丙子胡乱が勃発し、清の激しい圧迫に押され、倭館と日本に対する朝鮮の警戒意識は後回しにならざるを得なかつた。このような最中、朝鮮は仁祖末年ころから、いわゆる「日本の情勢が憂慮される(倭情可慮)」という名分を立て一丙子胡乱以後、清が厳格に禁止していた一南漢山城と江華島の整備を図り、注意を払いつつ、築城や軍備増強を慎重に推進したことがあつた⁵⁶。

いわゆる「倭情可慮論」を通じた朝鮮の対日警戒の努力は、すぐさま清の反発と詰問を招いた。1650年(孝宗1)の場合、清は、「倭情をいいわけにして、約条を破った朝鮮の臣僚を懲治するため」、6名の査問勅使を派遣し、朝鮮朝廷は彼らの詰問に答弁するために辱めを受けなければならなかつた。

⁵² 『承政院日記』第785冊、英祖10年8月20日「吏曹判書宋寅明曰、近來倭譯潛商之弊、極矣 倭譯一爲下去則因爲娶妻居生者、多矣……況使之無常出入倭館 學語於倭人 其間奸偽 何以禁遏乎 此益啓潛商之門 此則決不可許施矣」

⁵³ 尹文擧『石湖遺稿』巻3「與季氏美村書」「倭債事 峻法新頒 將與潛商者 同其律此乃元斗杓建白也 將以督責 防後弊也……己酉約條之初 則倭館大廳中 彼此主市監者 各領商賈 分列於庭中交易而退 各成都目 以爲照檢之地 其日不售之物 則不敢留置 故少無相負之債矣 自數十年來 彼此各有奸冒 散入房中 恣其所爲 故遂成今日之弊矣」

⁵⁴ 『肅宗實錄』巻48、肅宗36年3月甲午。

⁵⁵ 韓明基前掲書302ページ。

⁵⁶ 韓明基「丁卯・丙子胡乱と東アジアの秩序」歴史学会編『戦争と東北亞の国際秩序』一潮閣、2006年、253～254ページ(한명기「정묘·병자호란과 동아시아 질서」『전쟁과 동북아의 국제질서』, 2006년, 253~254쪽)。

当時、領議政であった李景奭(1595～1671)は、「南方の防禦がおろそかなため、城池と器械を整備しようとしたのであり、有事の際には、清の援助が来ることを信じているが、日本がまたたく間に水陸並進してきた場合に備えざるをえない」と言い、対日防禦のための軍備の不可避性を弁明しようとしたが、通じなかつた。当時、朝鮮は、漂流人の送還と関連して清に送った咨文に、「日本人が、耶蘇宗文の関連者を、きわめて近い距離にある倭館ではなく、清に送ることに憤っている」という内容を書いたことがある。すると清は、「朝鮮が倭人と組んで上国を脅迫しようとしている」と強く詰問した⁵⁷。要するに、丙子胡乱以後の相当の期間、朝鮮は、清の監視のため、日本に対する独創的な準備策を講究することが容易でなかつたのである。このため、壬辰倭乱が終わった後、70年が過ぎた17世紀後半でも、東萊地域の場合、防禦に必要な道具が備わらないのはもちろん、周辺に十分な城すらもないという指摘が出るほどであった⁵⁸。

18世紀に入り、朝鮮と清の関係は、一層、安定軌道に乗ってきた。もちろんこの時期にも、西北地域の朝鮮人の犯越などにより、使行中の朝鮮使臣が火薬や史書の禁物を搬出しようとして発覚したことにより、朝鮮知識人が尊明反清の意識を依然として堅持していることにより、両国間に緊張と葛藤が引き起こされる可能性はなお存在した。しかし、康熙年間以後、清が次第に盛勢を謳歌するようになり、彼らの朝鮮政策は、過去に比べてはるかに余裕が生まれた。例えば、清はこのころ、朝鮮が過去の明清交替期、明に忠誠を捧げて義理を守ろうとしたことを肯定的に評価するなど⁵⁹、過去とは確実に異なった姿を見せていた。

清が盛勢に入り、それとともに両国の関係が安定し、朝鮮の対清危惧心は弱まった。それは、今や朝鮮が清の威圧を特に意識しなくなつたということを意味する。そして、そのような状況の変化と一致するように、朝鮮の対外的な関心の相当部分が日本側に移る傾向が現れていた。その端的な例が、このころ、「東萊が義州よりさらに重要である」という意識が現れた点である⁶⁰。具宅奎の話のように、他国人(日本人)の集団居住地である倭館が朝鮮領土の中に位置し、彼らと常に対面しなければならないという現実をより深刻に意識するようになったのである。

実際に、18世紀に入り、日本に対する危機意識が高まっていた。かつて、英祖の即位直後、朝鮮が自強しえず、倭館を撤去することができないため、「異類」の朝鮮居住を許しており、いつ釁端を起こすかわからない不安を惹起したことに対する慨嘆と憂慮が現れていた⁶¹。また、1725年8月、判校李満は、

⁵⁷ 李景奭『白軒集』巻27「灣上祕啓」「城池事 倭情節節可疑 南中且多變故 城池器械 無一可恃 民心尤爲易動 所恃者惟大國之援 而往告來救之際 倭若水陸俱進 則其間被禍之慘 宜如何也…… 漂漠事本意 則以爲邊將所捉 乃是上國之人故 解送上國 而倭人認爲耶蘇宗文之黨 以其不送咫尺倭館 而送于上國爲憤云 而語意未瑩 如小兒之不能轉舌 今更思文辭 則果未致察 而挾倭以恐動上國 豈有此理 措辭失察 惶恐罔措云云 若必查其罪首 則臣亦宜自當」

⁵⁸ 閔鼎重『老峯先生集』巻10「壬辰遺聞」「萬曆壬辰夏四月十三日 倭兵大舉來犯…… 其後六十七年 鼎重爲東萊府使 萊以接倭爲事 而全無備禦之具 城亦不復築矣」

⁵⁹ 『清康熙實錄』巻227、康熙 45年10月丁酉「諭大學士曰 觀朝鮮國王 凡事極其敬慎 其國人皆感戴 …… 且彼更有可取者 明之末年 彼始終未嘗叛之 猶爲重禮之邦也」

⁶⁰ 『承政院日記』865冊、英祖13年12月25日「上曰 萊伯有所懷 則達之 可也 (具)宅奎曰…… 東萊比義州尤重 他國之人 置之境上 朝夕見之 慮有甚焉矣」

⁶¹ 『承政院日記』606冊、英祖 1年12月13日「權禱曰…… 西晉之世 雜胡 置之近地 以致其亂 從古帝王 以姑息爲計者多矣 以我國事言之 終不能罷去東萊倭館 而接置異類於吾地 安知其他日 不爲生釁也 上曰 其言切實」

倭情を予測することができない状況にもかかわらず、東萊地域の辺境防備が非常におろそかであると強調し、対策を講じるように迫った⁶²。

1728年(英祖4)、李麟佐の乱が起こり、嶺南右道一帯が混乱に巻き込まれると、地理的に近い倭館と館倭の動向が注目を浴びざるをえなかった。当時、嶺南按撫使朴師洙は、叛乱鎮圧以後、英祖と対面した席で、倭館への憂慮を提起した。彼は、朝鮮で変乱が起るたびに倭人がこれを機会に朝鮮の受け入れがたい要求事項を提起して貫徹させていたという故事を想起させた。そしてその後、李麟佐の乱をきっかけに倭人の動向に注目するようになったのを強調した⁶³。英祖もまた、李麟佐の乱の発生直後、日本の動向を憂慮していた。彼は、「わが国は、清にはそれなりに事大しているが、日本人を接待するには非常に厳しいため、彼らの恨みを買って恥辱をこうむる憂慮がある」と言い、警戒心を緩めることのないよう念を押した⁶⁴。

特に1734年(英祖10)ころ、倭館に常住する日本人の数は1,700名にもなった。彼らを「武芸に優れており、礼儀を知らない海島の別種であり、盟約を結んでも信じられない存在」とと思っていた朝鮮の危機意識は高まるほかなかった。このころ、倭館周辺の防御問題は、朝鮮政府の焦眉の関心事として浮上していた⁶⁵。実際、英祖代に入ると、清より日本がさらに強敵であるという認識まで台頭していた。1735年、金在魯は、嶺南地域の防御態勢が非常におろそかであるという現実に憂慮を表明し、過去、朝廷で議論された問題が西北方にのみ集中しており、南方の防禦をおろそかにしていたことに対する反省を提起した。英祖は、金在魯の発言に同感を示し、倭館を設置して日本人の居住を許したことの問題点に言及し、当時の状況では、倭人が清人よりもさらに手に余る存在だと強調したことがある⁶⁶。

このような内外の危機意識の中で、倭館周辺に対する防御対策が講究された。1699年、東萊府使鄭澣(1648～1736)は、有事の際、日本軍の侵略を防ぐ場合、水営の戦船が起動しにくいという点を挙げ、絶影島に鎮を移置するように請うた⁶⁷。彼は、絶影島が倭館と向かいあっているため、そこに鎮を設置すれば、倭館の動静を調べ、潜商船の活動もまた永遠に終息させることができると強調した⁶⁸。

1703年(肅宗29)には、金井山城が築造され、東萊府周辺の閘防施設が整備されはじめ、1731年

⁶² 『承政院日記』559冊、英祖1年8月16日。

⁶³ 『承政院日記』660冊、英祖4年4月24日「師洙曰……而大抵倭館事亦有可慮 臣嘗見故事 國有內變 則倭人狡詐 必以難從之請 窺我淺深 祖宗朝以此 每有難處之事矣 今番變亂 狡倭 亦豈有不知之理 前頭恐生意外事端 不可不慮」

⁶⁴ 『承政院日記』714冊、英祖6年11月17日。

⁶⁵ 『承政院日記』783冊、英祖10年7月4日「上曰 館中留倭幾名 而常時不持兵器乎 彦燮曰 常留者爲一千六七百名 而稱以兩班者 左右佩劍 其餘則一邊佩劍 而器械便利 無不善用劍矣……此本海島中別種 而本不知禮義 雖有盟約 而亦不可信 若一跳出於釜山之間 邊上必大騷 備禦之策 惟宜別樣預講矣」

⁶⁶ 『承政院日記』814冊、英祖11年12月7日「(金)在魯曰……嶺南 當以兵馬禦寇 而所謂馬兵 無非卜馬弊裝 無一可恃 誠爲可慮 臣意以爲當見大體 故小臣題辭 以爲朝家專意西北 而忽於南方云 蓋患者所忽 何可忽視 如欲留意南方 則宜自躉石爲始 故茲以縷縷矣 上曰 偏於西北 予亦慮之 而但此事 終必招怨 似無益矣……在魯曰 南中 專無設置禦倭之具 可悶 上曰 爰健基 曾以爲西北有深慮 而倭則姑無可憂 云 是則迂闊矣 五胡亂華 乃魏晉間内地納戎之故也 今者置倭於倭館 豈不可慮耶 倭比胡人 尤勍敵矣」

⁶⁷ 『肅宗實錄』卷33、肅宗25年10月戊子。

⁶⁸ 鄭澣『丈巖先生集』卷5「在東萊時疏」「且以常時倭館潛商之弊言之 絶影島西北一面 正對倭館 其間海道不過一帶之水 大小潛商之船 來藏倭館之前 人跡罕到 無由執捉 今若設鎮此島 兼行調查 則潛商往來之船 自可永絕 此亦禁制倭人之一大緊事」

(英祖7)には、東萊府使鄭彦燮によって東萊府の邑城が築造された⁶⁹。当時、日本軍が侵略する場合、迅速に金井山城に入ることが難しい状況であり、東萊府の邑城の存在は非常に重要なものと認識されていた。そのため、英祖は築城役を担当している東萊府使鄭彦燮が重病にかかって危険だという臣僚の憂慮にもかかわらず、養生しながら城役をまつとうさせよと懇意したほどであった⁷⁰。

1749年、東萊府使として赴任した黃景源は、東萊を防禦する兵力の数が不足していることを憂慮し、府内の士族と吏民の子弟に武器を分からち、有事の際に自衛することができる兵力として活用する法案を模索することもあった。黃景源の試みは、朝廷の反対によって霧散してしまったが、英祖代に入り、倭館に対する警戒意識が高まっていた状況を傍証してくれる事例といふことができるだろう⁷¹。

2) 「接倭之道」の模索

朝鮮は、三浦などの地に倭館を設置して日本人の恒居を許した後、彼らとどのように接していたのだろうか。その方法の問題(倭接之道)について深刻に悩んでいた。それと関連して注目されるのは、倭館を運営する事実上の主体である対馬島に対する朝鮮の認識であった。かつて三浦倭乱が起きた後、金安国(1478~1543)は、朝鮮と対馬島を「慈母と赤子」の関係と規定し、「対馬島は朝鮮を上国として仕え、たとえみずからに過ちがなくとも、朝鮮が譴責する場合には、畏まりつつみずからを顧みなければならない」と指摘した⁷²。金安国はさらに、朝鮮が対馬島を優恤する主たる理由について、「対馬島が要衝に位置しており、鼠窃行為を防ぎとどめた功績があるため」と強調した。続いて、三浦倭乱以後、朝鮮が新たな約条を作ったのは、対馬島を拘束しようとしたのではなく、十分に撫護するためのものだと強調し、対馬島に対する王者としての立場を明らかにした⁷³。

このように朝鮮が「王者」として日本人に接するとき、必要な徳目として要求されたのは何であったろうか。それは具体的に「恩恵」と「威儀」であった。それと関連して、かつて15世紀後半、金訴(1448~1492)が次のように語ったことがある。

⁶⁹ 東萊府の築城問題については、尹用出「18世紀初、東萊府の築城役と賦役労働」『韓國民族文化』2、1989年（尹用出「18세기 초 東萊府의 築城役과 賦役勞動」『韓國民族文化』2, 1989년）、尹用出「朝鮮後期、東萊府邑城の築城役」『地域と歴史』21、2007年（尹用出「조선후기 동래부 읍성의 축성역」『지역과 역사』21, 2007년）参照。

⁷⁰ 『承政院日記』737冊、英祖8年1月10日。

⁷¹ 黃景源『江漢集』巻10「靖遠樓記」「二十五年夏六月 景源來守東萊府…… 明年春 與父老語曰 吾府南接倭奴 而士卒不滿二千 有如倭奴絕大海陰襲吾府 則不踰日而城必陷矣 其可以拱手而死之邪 吾府雖小 吏士子弟亦衆矣 及其未亂 而子弟合爲一衛 能馳射者 受弓矢 能擊刺者 受劍矛 府中無事 則農不失其爲農 工不失其爲工 商不失其爲商 如有事則四境之内 無非兵也…… 上觀察使 觀察使驛置以聞 公卿以爲不可 其事遂寢…… 景源曰 吾未能輯而子弟 以壯南邊 是吾恨也 得節度兵千五百 何足道哉 然事或有屈於前而伸於後 出於己而成於人者後之太守繼吾言而請於朝 幸而得成 則南邊可以無憂 而吾亦可以無恨矣」

⁷² 金安國『慕齋先生集』巻10「答對馬島主書」「念惟貴島之於我朝 自厥先世 納款效忠之不懈 我朝撫恤 不啻若慈母之愛赤子 賽與寵獎之恩 彌久彌厚……夫事上之禮 我雖無罪 上以爲非而譴責於我 則引咎於己 深懷畏懼 上以爲是而褒獎於我 則不有其功 自謙不居」

⁷³ 金安國同書同条「且足下居諸島要衝之地 防遏鼠竊 使我邊得以無虞 我國之所以厚於貴島者 不唯字小之仁 亦以紀其功也 貴島之倚恃於我國 猶赤子之托慈母 又何懼於么麼之海賊乎 且審來書別幅 歷舉去年新立約條中有未便於來倭者爲言 足下是言 亦不爲過 凡日本與貴島朝聘於我者 非徒輸誠納款 或因以交通有無 資以生活 何異於我之赤子 以王者一視無外之仁 惟欲盡我撫字接護之恩耳 豈欲故爲拘束可厭之事乎」

ところで、臣が見ますには、夷狄の本性はたやすく怨恨を抱きやすいものです。帝王の度量といふものは来るものを拒まないため、これは実に断ち切ることのできないことです。(しかし)府庫の財物には限りがありますが、満足させることができない(夷狄の)欲望は終わりがありません。どうして、百姓の膏血をしぼり取り、夷狄の限りない欲求を満たすことができましょうか。臣が考えますに、恩恵がなくては彼らの心を喜ばせることはできず、威厳がなくては彼らの意を服従させることはできません。恩恵が過ぎればおごり高ぶり、威厳が過ぎれば恨みを抱くようになります。……外には防守の威厳を厳格にし、内には安らかに慰める恩恵を見せるすれば、恩恵と威厳がともに極まり、招撫がなされ、浪費することはおのずからなくなるでしょう⁷⁴。

上で見られるように、恩恵と威厳の二つが、日本人を相手にする際、考慮しなければならない徳目として認識されていた。そして、「恩恵」と「威厳」のどちらに重点を置くのかは、状況にしたがって可変的なものと認識された。例えば、1612年(光海君4)9月、李徳馨は、「日本が万世不共の怨讐」でありながら交易を許したことの問題点に言及した後、「倭人の実情は狡猾で不測であるため、彼らが怒りそうな徵候があるとき、私たちがより一層怒りを露わにする姿を見せれば、気をそぐことができる」と言った。李徳馨は、「上京のように重大なことは、当然ながら厳格に禁止させ、些細なことについては許してやっても差し支えない」として、やや威厳を強調する対応策を提示したことがある⁷⁵。

このように、「接倭之道」を講究することが重要であると認識する雰囲気の中、「接倭」の第一線にある、東萊府使・釜山僉使・慶尚道都觀察使らの職責の重要性も強調された。まず、東萊府使の場合を見よう。1610年(光海君2)、備辺司は、「釜山に倭館が存在するからには、東萊府使に、倭情に関するあらゆる事項をすぐに朝廷に報告させること」を強調したことがある⁷⁶。さらに、東萊府使は、朝鮮八道に存在する数百戸の郡県の守令のうち、どの邑の守令よりも重要な職責と認識された。また、倭館や日本人の相手をしなければならない特性上、早くから、東萊府使に特別に要求される「資質」や「徳目」に対する関心が高かったものと思われる。申欽は、17世紀当時、東萊府使が商人の肩を持つことを指摘し、祖宗朝では、「清明な人物」を東萊府使に任じたため、商人が放恣にふるまうことや、日本人が永く留まるなどを防ぐことができたと主張した⁷⁷。1666年(顯宗7)、顯宗は東萊府使李之翼に面接した席で、「倭人は、急き立てれば事が生じ、緩めれば次第に弛緩する」と前置きし、寛大さと猛烈さを適切に用い、強硬さと柔順さをほどよく適用しなければならないと強調した⁷⁸。

「接倭」と関連して、釜山僉使が持つ重要性と彼に求められる威厳もまた強調された。1764年(英祖40)日本に使行した(1719～1777)は當時釜山僉使李應赫を使行の軍官として連れて行けという朝廷

⁷⁴ 金訢『顔樂堂集』巻2「殿試對策」。

⁷⁵ 『光海君日記』巻57、光海君4年9月己酉。

⁷⁶ 『光海君日記』巻33、光海君2年9月丁未。

⁷⁷ 申欽『象村集』巻34「備倭說」「市井賈販者 持中朝物貨 直走釜山倭市 貿倭貨以返者 日絡驛不絕…… 而管此者 東萊府使也 曾聞祖宗朝揀選府使 必得有清名者遣之 故市賈不得專恣 倭商亦不敢濡滯 今則不然 府使之不爲市賈也者幾希 朝家動靜 倭無不諷悉」

⁷⁸ 『顯宗實錄』巻13、顯宗7年12月辛酉。

の指示を拒否した。彼は対馬島から書契を送った時、必ず「東萊釜山両令公閣下」と称する事実を聞き、釜山僉使の地位の高さを強調した。もし武官という理由で釜山僉使が使行に同行する場合、今後は対馬島や倭館の日本人が「接倭之官」としての釜山僉使を軽く見る憂慮があることを強調し、結局貫き通したことがある⁷⁹。

「接倭」と関連して、慶尚道觀察使が持つ重要性もまた強調された。例えば、仁祖は、尹昉を慶尚監司に任じた際に下した教書において、日本と近くにあり、接倭を担っている慶尚監司の職責の重要性を強調し、倭人と相手をする際、威厳と恩恵を併用せよと強調したことがある⁸⁰。

東萊府使は決して楽な職責ではなかった。かつて、尹宣擧(1610~1669)は、東萊府使の果たさなければならない職責が、三司のそれよりもさらに重いと指摘したことがある⁸¹。実際、一線で接倭の職責を遂行する際、威厳と恩恵をどの程度まで活用するのかを決定することも、並大抵の難しさではなかった。東萊府使を歴任した人物の行状の内容を見れば、おおよそ「威厳により倭館の倭人を懼伏させた」という句節が、思った以上に様々なところに見える⁸²。しかし実際には、倭館の日本人に威厳を示そうとして強硬策を採り、かえって逆風に遭う場合もあった。例えば、1659年、東萊府使に赴任した李萬雄の場合、互市の問題で闖出を強行した館倭を、軍士を動員して懲らしめたところ、朝廷から「辺方の鬱端を誘発した」という理由で下獄される憂き目にあつた⁸³。

18世紀に入り、倭館と関連した事件が頻発するようになり、東萊府使の資質論に対して、一層多くの言及が提起された。英祖は、特に東萊府使の職責の特別さと重要性を強調し、新任東萊府使が辞朝するたびに、交隣業務に誠意を尽くすことを指示した⁸⁴。さらに、東萊府使には、温和な側面とともに、館倭の「ずるがしこと乱暴さ」を規制することのできる威厳と剛断が必要であるとした。1728年(英祖4)4月、英祖は、東萊府使に任じられた權孚という人物を、「威猛が不足している」という理由で遞差させたことがある⁸⁵。

英祖代に入り、東萊府使に必要な資質と「接倭之道」に対する関心が特に高まった背景には、「倭館問題」をめぐる危機意識が強くなったこと、そして礼単參の問題があった⁸⁶。日本では1670年代以後、江戸を中心に朝鮮人参を服用することが流行した。朝鮮人参に対する需要が増大し、対馬島は1674

⁷⁹ 趙曠『海槎日記』癸未8月23日。

⁸⁰ 趙翼『浦渚集』卷28「敎慶尚監司尹昉書」「王若曰 予惟觀察之職 所以控制方面而宣布政令也…… 至於西北兩南 則其地隣於戎蠻 設兵以待暴 施惠以柔遠 皆在於方伯 其所係又益重 而兩南之中 嶺南尤近於倭…… 待倭奴則竝施威惠 使蠻夷懼服 安邊靖國 責實在卿 卿其念之哉」

⁸¹ 尹宣擧『魯西遺稿』卷12「上季兄」「竊恐萊府事機之虞 實有甚於內廷三司之責也 今以開市一事言之 潛商之使鬼者 何計以忱之 倭人之損貌者 何術以鎮之」

⁸² 例えば、次の權以鎮の場合が代表的である。「丙戌……擢東萊府使 府接倭 又南北物貨之湊 奸譯挾倭人 多恐動以射利 公得其情而塞其竇 又律己清嚴 譯倭皆懼伏」(吳光運『藥山漫稿』卷19「資憲大夫戶曹判書兼知義禁府事同知經筵五衛都摠府都摠管權公墓碣銘)。このほかに、閔鼎重・申鍾・李世載等の墓碣銘にも、「威厳を立て倭人を敬服させた」という内容が見える。

⁸³ 朴世采『南溪集』卷76「黃海道觀察使李公墓誌銘」。

⁸⁴ 『承政院日記』947冊、英祖18年8月20日「上曰…… 萊伯之任 異於他守令 交隣之責不輕 下去後凡事 須努力爲之」

⁸⁵ 『承政院日記』659冊、英祖4年4月15日。

⁸⁶ 礼単參問題と関連する「接倭之道」については、韓明基「英祖代の倭館問題と李彝章」『歴史文化論叢3(歴史文化研究所)』、2007年、140~151ページ(한명기「英祖代 倭館 문제와 李彝章」『역사문화논총』3 (역사문화연구소), 2007년, 140~151쪽)参照。

年(顯宗15)、江戸等に人参座を設立するなど、人参貿易を主導するようになった⁸⁷。このような趨勢に乗じて、英祖代中盤になると、開城商人等、私商が全国の人参の大部分を買い占め、日本との私貿易に投入し、その過程において、脱税のための潜商行為にたずさわった。そのため、朝鮮では人参が枯渢するに至るという憂慮が生じはじめた。1752年(英祖30)の頃になると、ついには、国内の士大夫のなかで父母が危篤であっても人参を求めるのが難しいという嘆きが出るほどになった⁸⁸。

このように、人参の枯渢を憂慮する声が高まっているとき、礼单参をめぐる倭館との葛藤もやはり深刻となっていた。蔓延する潜商行為のために、礼单参の数量を満たすことも難しかったが、支給された礼单参の品質をめぐって起こる倭館との葛藤が深刻となった⁸⁹。特に、朝鮮人の中には、偽物の人参(偽參)を供給したり、礼单参の重さを増やすために不純物を混ぜたりする人もいた。朝廷はこのような行為のために国体が傷つくことを憂慮し、処罰と監視を強化する対策を提示したが、弊害はたやすく根絶されなかつた。

1753年(英祖31)3月、倭館側が朝鮮の送った礼单参の品質を問題とし、開封もせずにすべてを送り返した。英祖は激憤した。彼は倭館の点退行為を「朝鮮に対する陵蔑」と見なし、該当訓導と別差、東萊府使申暉・前府使趙載敏を流配し、戸曹判書趙榮國まで罷免する処置を取った⁹⁰。英祖は李彝章を東萊府使に任命し、「点退問題」を解決するように処置した。李彝章は赴任直後、私商の被執を中断させ、倭館に人参が流入すること自体を絶つという、最強硬策を打ち出した。英祖は、彼が東萊府使として見事に「威嚴」を示したと褒め称えた⁹¹。

注目されるのは、李彝章が提示した「接倭之道」である。彼は、「日本と相手をする際、恩恵と威嚴を7:3の比率で併用しなければならない」という所信を披瀝した。彼らを刑罰に処することはできないが、彼らが規定以外のことを要求したり、無礼な行動をするなどした場合、厳格に拒否して退ければ、おのづから憚る心を備えるであろう、と言った。また、支給すると約束した物品は、素直に支給するが、従うことのできない要求は一切拒否してこそ、恩恵と威嚴がともにまとうされるようになると強調した⁹²。李彝章はまた、対馬島は日本の外藩の一小島にすぎないと前置きし、彼らと接触するとき、朝鮮みずからが格を合わせることにより、尊厳と体面を立てなければならないと強調した。すなわち、対馬島と関連する交接には、東萊府使や釜山僉使が当たっても十分であり、国王や備辺司が当たれば、事体にそむくのみならず、日本人がそれを口実にして僥倖な事態を狙うことができようにならざるを指摘した⁹³。

相手の格に合わせて原則を持ち、恩恵と威嚴を並行しなければならないという意見は、趙顯命

⁸⁷ 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社、1981年)「人蔘の國內販賣」章参照。

⁸⁸ 『承政院日記』1081冊、英祖28年4月2日「(洪)啓禧曰……近來士夫家雖有親病亦不得用其貴可知矣上曰此亦非爲國仁厚之政也尚星曰卽今宰臣柳萬重病劇而萬無得用之勢云宰相如此寒士暇論」

⁸⁹ 車守正「朝鮮後期、人蔘貿易の展開過程」『北岳史論』1、1989年(車守正「朝鮮後期 人蔘貿易の展開過程」『北岳史論』1, 1989年)参照。

⁹⁰ 『英祖實錄』卷79、英祖29年3月乙亥・己卯・辛巳。

⁹¹ 『承政院日記』1096冊、英祖29年7月19日。

⁹² 『承政院日記』1126冊、英祖31年12月22日「臣意則國家接倭當用三分恩七分威矣上曰何以威之彝章曰倭人不可以刑罰施之凡於規外之請無禮之舉則嚴加斥退使渠自知懲戢自生敬憚是所謂威也約條內應給之物則依例順給之至於規外不當給之物不當從之請則一切牢塞無所撓奪然後恩威可以並行所謂三分威者乃所以固結七分恩也朝廷不可不知此情狀矣」

⁹³ 『承政院日記』同条。

(1691～1752)によつても開陳された。彼は、対馬島を「強大国の藩外小臣」と規定し、約条を守り、誠信によって相手をするが、彼らの歓心を買うために金品を施す行為はしてはならないと強調した⁹⁴。

英祖代に入り、「接倭之道」に対する関心が一挙に高まったのは、倭館をめぐる懸案がそれだけ多くなり、それとともに、朝鮮の危機意識と苦悶が深まつたことを意味するものであった。同じ背景において、1747年(英祖23)には、「倭館問題」を専管することにより、総合的・効率的に管理しようとして、備辺司に東萊句管堂上を設置した⁹⁵。

以後にも、倭館に対する処理問題をめぐり、朝鮮の苦悶は終わりがなかつた。倭館をめぐる問題が限りなく続くと、究極的には、倭館の存在自体を懷疑する見解がふたたび首をもたげるほかなかつた。例えば、安鼎福(1712～1791)は、1774年、「壬辰倭乱以後、互市を許したとしても、定期的なものとして恒居を禁止し、絶影島のような島で期限を定めて行わなければならなかつた。しかし、内地に倭館を設けることを許したのは、非常にうかつな政策」であったとして、痛嘆したことがある⁹⁶。「倭館問題」をめぐり、苦惱するほかなかつた朝鮮の立場をよく示した一節である。

むすび

以上検討してきたように、壬辰倭乱以後の朝鮮の対日認識と政策は大陸情勢の変化と重なり合つて変化する様相を見せた。

壬辰倭乱が終わつた直後から光海君年間まで、朝鮮知識人の日本に対する怨恨と敵愾心は極みに達した。罪のない侵略を通じて、王陵を暴いて生靈に塗炭の苦しみを与えた日本人は、「共に同じ天を頂くことのできない仇敵」となり、かれらの行為は「永遠に忘れてはいけない復讐の対象」という恥部とされた。

しかし、倭乱以後の17世紀初め、朝鮮がおかれた内外の状況は決して甘いものではなかつた。内では戦乱で残つた後遺症を治癒しなければならず、外からは多重の外圧が押し寄せていた。ヌルハチの建州女真が崛起して、朝鮮に対する脅威が漸増するなかで、朝鮮を利用して建州女真を牽制しようと

⁹⁴ 趙顯命『歸鹿集』巻6「請寢馬島給米之命兼請蠲減疏」「臣聞交隣之道 只在謹約條 執誠信 聘問以時 慶吊以禮 而亦必使命相告而後施之 古昔聖王所以交隣者 由此道而已 豈必不待彼言 先意曲施而後 方可以得歓心而全交好也 雖畏天事大者 不必如此 况兄弟之國之藩外小臣乎 此等過禮曲惠 臣決知其不可爲也…… 臣請諭之 告寒而後衣之 則衣者德其煖 告飢而後食之 則食者德其飽 此人所同情也」

⁹⁵ 『承政院日記』1015冊、英祖23年4月29日「閔應洙曰 交隣之道，凡百酬應 不可不詳慎 而况今信使將發 倭情狡惡 變詐百出 我國則舊例蕩然 萊府春曹及備局槐院 實無可據文跡 雖以目前彼人所請之事觀之 亦多非舊例 而近來廟堂 實無擔當主管之人 事多疏虞 萊府有事 則東萊句管堂上 亦爲別爲差送之例 禮曹參判金尚魯 雖以春曹 今方酬應倭館事 而實職則遞易無常 金尚魯方備局有司 亦爲句管嶺南 則此後雖遞春曹 仍令專管倭館事 各處謄錄及久遠文書 使之詳細考出 以爲憑據接應倭情之地 何如 上曰 依爲之」

⁹⁶ 安鼎福『順菴先生集』巻9「答李仲命別紙」「雖令許其互市 當如今義州六鎮例 使定月日 及期相會貿易後 還歸 無令留滯 不然則置館于若絶影島 或他可合之島 兩國約期相會而已 不必設館於内地 與我民屋居相連 朝暮相從 使邊禁不嚴 國事外洩 岂計之得乎 聞又使倭譯諸戶留居倭館近處 其數至多云 此輩惟貪利誘 岂識國家大計乎 是以國中禁秘之書隱微之事 彼人先知 此豈無善處之道 而若是踈迂耶 誠可歎也」

する明の「夷を以て夷を制す」試みも露骨になっていた。また、国交と交易再開を要求する日本と対馬島の懇請と脅威もまた、朝鮮を苦しめたのであった。このような状況において、朝鮮は結局羈縻の次元で日本の要求を受け入れて通交を再開した。倭館の建設を再び許容したのは、そのような対日融和策の象徴であったのである。

仁祖反正以後、後金の侵略を受けて丁卯胡乱と丙子胡乱を経験しながら、朝鮮は対日政策においてまた別の岐路に立つようになった。後金の侵略に対備するために鳥銃・火薬などを日本から導入して、降倭を活用し、その上日本から軍事援助を引き出さなければならないという主張が提起された。特に丙子胡乱の恥辱を経験した直後には、日本を引き込んで清に復讐しなければならないという「以倭制清論」まで登場するに至った。つまり、丁卯・丙子胡乱を契機として朝鮮知識人の敵愾心の対象は、日本から清に転換したのである。

壬辰倭乱後の糸余曲折の末に再建された倭館は、時間の流れとともに多様な問題をあらわにした。通姦問題をはじめ、朝日両国人の接触問題、朝鮮情報の流出問題、礼单參をめぐる葛藤などが代表的なものであった。朝鮮は事案によってその都度毎に、対馬島側と交渉しながら問題を解決しようと試みたが、意のままにはならなかった。このような雰囲気の中で18世紀になると、朝鮮内部において日本に対する危機意識が高まり、関連対策を用意するための悩みも深まっていった。南辺の防御態勢がまともに整わない状況において、倭館に恒居する倭人の数がますます増加していく現実は、危機感をさらに増幅させた。ひいては、当時の清との関係が安定軌道に入り、変わった出来事がなかった状況において、朝鮮が「北方への関心」を南方の日本側に転用できたことも対日警戒意識を高めた背景としてあった。

18世紀になると、朝鮮では「倭館問題」と関連して「接倭之道」に対する模索がさらに深まっていった。「接倭」の最前線を任せられた東萊府使・釜山僉使・慶尚監司などの役割と資質についての重要性が強調された。さらには、日本人と相対する時、威厳と恩恵をどのように併用して与えるかについての議論も繰り返された。特に礼单參問題などにおいて、倭館との葛藤が激化されていき、「接倭之道」についての関心はさらに喚起された。日本人と相対する時の応対者の格を整える問題、威厳と恩恵を併用する問題などが取り上げられた。しかし、それでも「問題」が終わらないと、倭館の存在自体を懷疑する見解が再び現れることになった。

つまり壬辰倭乱直後の困難な時代状況に押され、気の向かない姿勢で倭館の再建を許した朝鮮は、後に「倭館問題」を処理する過程においては日本との友好を維持しながらも、国家の威厳と体面を守るために苦悩に満ちた模索を繰り返したのである。